

## COP15開催

環境問題が大きく取り上げられ、昨年COP15がコペンハーゲンで開催されました。京都・コペンハーゲンと世界規模の会議が行われる中で環境問題の深刻さと解決の難しさが伝わってきます。今、地球のいたるところで異変がおきています。現在の状況が続くなら北極の氷もなくなってしまいます。といわれています。環境問題は、地球全体で取組まなければ解決しない問題ではあります。建築にたずさわる者として、これまで以上に国産材にこだわり、山・川・海の環境をまもり住まう人の健康を中心に、住まい作りに努力していきます。



## 火災報知機取付義務化

戸建住宅、アパート、マンションなどの住宅火災による死者数は、建物火災による死者数全体の約9割を占めています。そのうち実に約6割近くが65歳以上の高齢の方々です。高齢化が進んでいる現状ではこの数字はさらに多くなりそうです。

「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。また

死者が発生した火災を時間帯別にみると午後1時から翌朝6時が45%にのぼり、就寝時間に火災に気づかぬ例が多く見られます。

早く火災の発生を知つていれば、助かつた方も多かつたのではないかと推測され、火災の発生をいち早く知させてくれる住宅用火災警報器設置を市町村の条例により義務化することになりました。

**消防署職員や市役所職員を装つた悪質な訪問販売をする業者が現れることが予想されます。**  
**「すべての部屋に設置しなければならない。」「今すぐ設置しなければ違反となる。」「設置しないと罰金を取られる。」等くればもご注意ください。(消防署・役所から個別に訪問することはありません)**



環境問題が大きく取り上げられ、すでに建てられている住宅については、5年間の猶予を設け平成23年5月31日までを猶予期間として平成23年6月1日より義務化となります。

川崎市では65歳以上で在宅の一人暮らしの高齢者の方、ねたきり高齢者の方に対しても火災警報器の給付を行っています。この設置義務化については届出、検査、点検、維持といった部分には義務がありません。また罰則もありませんが、大切な命を守るためにも早めに設置することをお薦めします。

## 住宅用火災警報器とは

火災による煙・熱を感知して警報音を鳴らし、居住者に火災を早期に知らせます。 (設置及び電源方式はどのタイプでも構いません)

### 購入できる場所

川崎市消防設備協同組合加盟店、百貨店やホームセンター、大型家電量販店など。購入の目安としてNSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)が付いているものを選ぶとよいです。

**設置場所**：台所・寝室

※条件により階段・廊下にも設置が必要になります

当組合でもご相談を受けておりますのでご希望の方はお気軽に電話ください。

## 楽しかったイモ煮会

昨年年11月21日、秋晴れの中、丹沢湖のふもとの中川にて39名の参加者で山形特産のイモ煮会を催しました。

天候にめぐまれ、最高に見頃の紅葉の美しいこと、イモ煮のおいしさと大変好評で、春の山菜採りと合せ、親睦会が好評で終えることができました。参加してくださった方から「是非来年も!」との声を多くいただきました。

今年も楽しい企画をご用意します。

昨年はカレンダーの出来上がりが遅かったために配布が遅れてしまいましたが、友の会更新とともに無事に配布を完了することができました。

訪問の中でご相談を受けた件につきましては新年より順じ対応・着工してまいりますので、あわせてよろしくお願ひします。

## カレンダー配布と友の会